

参議院建設委員会會議録第二十九号

(三七二)

昭和三十五年五月十七日(火曜日)午前  
十時四十二分開会

委員の異動

五月十二日委員小山邦太郎君辞任につ  
き、その補欠として宮澤喜一君を議長  
において指名した。  
五月十三日委員宮澤喜一君辞任につ  
き、その補欠として小山邦太郎君を議  
長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 岩沢 忠恭君  
理事 船浦 慶蔵君  
武藤 常介君  
田中 一君

委員

小沢久太郎君  
太田 正孝君  
小山邦太郎君  
田中 清一君  
米田 正文君  
内村 清次君  
武内 五郎君  
安田 敏雄君  
田上 松喬君  
小平 芳平君  
村上 義一君

衆議院議員

国土総合開発  
特別委員長

政府委員

大蔵省主計  
局法規課長

建設大臣官房長 鬼丸 勝之君

建設大臣官房参事官 高田 賢造君  
常任委員 武井 篤君  
会専門員

本日の会議に付した案件

○臨海地域開発促進法案(衆議院提出)  
○公共工事の前払金保証事業に関する  
法律の一部を改正する法律案(内閣  
提出)

○委員長(岩沢忠恭君) ただいまから  
建設委員会を開会いたします。

臨海地域開発促進法案を議題といた  
します。本案は第三十一回国会以来衆  
議院において継続審査を重ねていたも  
のでありますが、去る五月十三日衆議  
院から提出されましたので、この際本  
案の趣旨説明を聴取することといたし  
たいと思ひます。寺島衆議院国土総合  
開発特別委員長。

○衆議院議員(寺島隆太郎君) 臨海地  
域開発促進法案について御説明申し上  
げます。

およそ狭隘な国土に過大な人口を抱  
え資源の大半を国外に依存しなければ  
ならない我が国におきまして、経済の  
自立再建をはかり、民生の福祉を増進  
するために、国土を最大限に開発  
し、効率的にこれを活用することが当  
面する最も重要な課題であります。

の減少、地価の高騰、土地の取得難等  
を招来いたしました。産業の助長振興  
と民生の安定向上に重大な隘路となつ  
ていたのであります。このような実情  
に即応いたして、臨海地域における公  
有水面の埋め立て等により、新たに国  
土を造成し、新しい国作りを行なわ  
んとする希望がともに高まって参りま  
した。現に東京湾、伊勢湾、北部九州等  
における大規模な土地造成の構想が世  
に上れば議論せられていくところであ  
りますが、これら二、三の事例に徴  
し、この際、臨海地域を対象  
とする総合的かつ基本的な開発計画を  
策定し、これが実施の推進をはかるこ  
とは、国の積極的施策に待つところま  
わめて大なるものがあり、これがため  
にはこれらの臨海地域開発の基本とな  
るべき事項に關し、あらためて立法の  
措置を講ずる必要があると考へられる  
のであります。

先ず第一に、政府は、臨海開発区域  
の指定及び基本計画の策定の円滑な実  
施をはかるため、必要な基礎調査を行  
なわなければならないものとし、その  
結果については、これを尊重しなけれ  
ばならないこととしております。

第二に、本法案の適用区域となる臨  
海開発区域の指定についてであります  
が、これは内閣総理大臣が臨海地域開  
発審議会の審議を経て行なうことと  
なっておりますが、審議会の審議にあ  
つては、あらかじめ関係都道府県知  
事の意見を聞き、これを尊重すること  
にも、最終的には閣議の決定を経ない  
ければならないものとしております。

第三に、内閣総理大臣は、臨海開発  
区域の指定があつた場合には、関係大  
臣と協議して、臨海開発基本計画を立  
案し、臨海地域開発審議会の審議を経  
て、閣議の決定を求めることとし、そ  
の審議会の審議にあつては、区域の  
指定の場合と同様、関係都道府県知事  
の意見を聞き、これを尊重することと  
してあります。この基本計画には、土  
地の造成、利用及び関連施設の整備  
に關する総合的な計画の基本事項につ  
いて定めるものとしてあります。な  
お、これらの関連施設と密接不可分  
の關係にある区域外の諸施設について  
も、必要に応じ、基本計画にこれを含  
めることができることとしたしてあり  
ます。

第四に、基本計画の円滑な実施をは  
かるため、本法と現行関係法規との所  
要の調整について規定するとともに、

都道府県知事が行なう公有水面の埋立  
免許について、これを所管大臣の認可  
にかからしめる等の規定を設けた次第  
であります。また、国土総合開発計  
画、首都圏整備計画その他法律の規定  
に基づく特定地域の計画と臨海開発基  
本計画との調整については、内閣総理  
大臣が関係審議会等の意見を聞いて行  
なうものとしてあります。

第五に、損失補償等についてであり  
ますが、事業の実施により損失を受け  
る者がある場合においては、当該事業  
を行なう者は、その者に対し、公正な  
補償をするものとし、その他その補償  
と相俟つて行なうことを必要とする生  
活再建等の措置を講ずべきこととして  
あります。

第六に、本法の実施にあつては、関  
係行政機関の長等の協力義務を規定す  
るとともに、政府は基本計画の実施に  
要する資金の確保をはかり、かつ、関  
の財政の計す範囲内において実施を促  
進することに努めなければならないも  
のとしてあります。

第七に、総理府に、臨海地域開発審  
議会を設置し、その所掌事務、組織そ  
の他所要の事項について規定してあり  
ます。特に、その組織については、臨  
海地域開発審議会の重要性にかんが  
み、関係大臣、国会議員、都道府県知  
事、学識経験者等をもってその委員と  
することとしてあります。

なお、付則におきまして、内閣総理  
大臣が都道府県知事の意見を聞く場合  
の経過措置に關する規定を設け、その

他總理府設置法、經濟企画庁設置法及び北海道開発法につき所要の改正を行なうこととしております。

以上御説明申し上げます。

なお本法案は、日本社会党及び民主社会党共同提案で修正案が提出され、全会一致をもって修正議決されたものでありますことを申し添えます。

○委員長(岩沢忠恭君) 本案についての事後の審査は次回以降に譲ることといたします。

○委員長(岩沢忠恭君) 次にそれでは前回に続き、公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案について質疑を行ないます。

政府委員として、建設省のほかに大蔵省から小蔵主計局法規課長が出席しております。それでは御質疑の方は順次御発言を願います。

○田中一君 大蔵省は、建設工事等の入札の際、かつては入札保証金制度というものを採用しておった。従つて、その入札保証金制度というものは、むしろ公入札という原則からするという形をとつておつたのだと考へておりますけれども、会計法第二十九条の規定によつてそれが指名入札になり、かつまた随意契約となつていふような例外が認められておりますが、それで歴史的に見て今までという経緯を経て、またどういふ経済的な社会的な時代を経て、今日のように指名競争入札という制度に変わつてきたか、この点説明していただきたいと思ふのです。もしも、それらのものが何れも会計法によるところの大蔵大臣の所管じゃないのだ、勝手に各発注部局がそういうことを行なつてゐるのだというなら、それ

も容弁の一つですから言つてくれればいいのです。

○政府委員(小黒孝次君) 競争契約につきまして入札というものが原則になつております。その意味におきまして、入札保証金を取るというところは、この趣旨をいたしましては、競争して落札して契約を結ぶべきであるにかかわらず結ばないというところでは、これは競争した意味がなくなるわけでございます。そういう意味で入札保証金制度というものがあつたわけでございますが、これはまあ指名競争のようなときにおきましては、相手が資力信用が確かであるということではこれを免除することと考へられる、こういうことで、会計法上はそれを免除することも可能になつております。現実の問題として入札保証金というものを取らないと、実際問題としてはそういうことになる。果してそれでいいかどうかという問題につきましては、われわれとしても十分考へなければならぬ問題でございます。その点は契約制度全般の問題として考へていこうと、こういうふうにして考へております。

○田中一君 戦前にもそういう形のものでございまして、公入札のほかに、まあ物品の払い下げ等については公入札という制度を使つたこともあるのでしうけれども、これは新聞広告等でやつておりました。しかし建設関係の諸氏は戦前から指名競争入札という制度でやつておつたわけですね。いつごろからその変わったのですか。

○政府委員(小黒孝次君) 指名競争制度そのものは相当古くからございまして、明治当時から指名競争という制度がございまして、非常に歴史の古いものでございまして、指名競争でございすから、相手方を選定するのは発注者の責任で選定できるわけでありまして、それが、そういうわけで、資格、資力、信用ある者を選ぶわけでございますから、従ひましてその際に入札保証金というものを免除するということも、会計制度上は可能になつたわけですね。ただこれは建設工事でございますから、その途中で資力がなくなるか、あるいは、いざ契約を結ぶという段階におきましていろいろな問題も出てこないとは限らぬわけでございます。入札保証金というものは免除するのがいいのかどうかという問題は指名競争契約制度そのものの全般につきまして検討する際に、あわせて結論を出すということが適當であらうと、このように考へております。

○田中一君 では、工事完成保証人制度というものはいつごろ生まれてきたものでしょうか。

○政府委員(鬼丸勝之君) 工事完成保証人をつけるというところは、これも相當古い時代からあるように承知いたしております。直接これは会計法規とは関係ございせんが、そういう償行で発注者がつけておるといふ事実でございまして。

○田中一君 小黒君の方はどうですか、僕は法規課長に聞いておるのですよ。

○政府委員(小黒孝次君) 工事完成保証人制度でございまして、私もこれは会計法規プロパーの問題でございまして、実はよく存じませんが、話に伺つておるところでは、ただいま官房長が申し上げましたように相當古い昔

からある制度であると、このように承知しております。

○田中一君 これは古い制度ではないのですよ。それでは工事完成保証人というものが、明治憲法下において発生したときから今日までの歴史的なあり方を証明する書類、資料をお出しを願ひたい、古い歴史ならおそろしく新憲法前のものかと思ふから。そして工事完成保証人とは何か。工事完成保証人であるという判を押した場合の責任というものが、どういふ契約によつて結ばれておるかという資料をお出しを願ひたい。これは現在あるのですから、これを早速取り寄せて示してもらいたい。どういふ工事完成保証人になつたらどういふ業者は責任を負ふのかというところは、おそらく慣行なんというところじゃなくて、實際役所が、国家公務員が慣行でものをやるなんていうことではないですよ。ことに権利義務というものが明らかになつておるものは、やはり根拠になる法律がなければ行なわれるものではないのです。民法から来る慣行でやつておるのだということであつてはならないのですよ。少なくとも、もしそうならば、今も法制局に調べてもらつたのですが、民法第九十条の相手方に極度に不利益を負わせる内容の契約は、公序の良俗に反するものとして無効であるという規定もあるわけですね。従つて一方的な契約というものでなく、少なくとも双務的な契約というものが正しいのですよ。従つてその根拠法というものを明らかにしてほしい。歴史的な説明じゃなくて資料を出して下さい。説明聞いても君ら調子のいいやつをつくらわからね。いつまで出してくれますか。

○政府委員(鬼丸勝之君) 工事完成保証人を諸契約において付しておる例は、御承知のようにたくさんございまして、その具体的な事例をいたしまして契約書をあとで提出させていただきます。

○田中一君 契約書をお出し願ひのものが一つ、もう、すぐこれはできますね。それから、いつからこうなつたかという歴史を説明する資料をお出し願ひたいと思ひます。いつまで出してもらえますか。三日かかっても四日かかってもいいです。

○政府委員(鬼丸勝之君) すぐ調査いたしまして、間に合はさず出します。

○田中一君 法規課長に伺ひますが、これはあなたは大蔵省の方の全部法律の問題を扱つていらつしやるのだからよくおわかりだと思ふのだけれども、一つ先延国という言葉を使つてはどうかと思ふけれども、ソビエトそれからアメリカ、イギリス、デンマークあたり、イタリ、この辺の契約に関する法律というものがあつないか。あるならそれを出してもらいたいと思ふのです。今度は後進国、主として日本との賠償契約を結んでおる、賠償の義務がある国々。それから賠償を放棄した国々でもかまいませんが、日本との契約行為があつたわけですから、この相手方の国です。基本的な契約法的な法律があれば、これは一つまとめて資料として出していただきたいと思ふのです。これはむしろ小黒君が一生懸命もう一年半くらいになるからおそろしく御勉強なすつたものと思ふから、それらのものは十分資料として手に持つてゐるというふうには僕は想像する

ものだからお願いするわけです。あります。

○政府委員(小澤孝次君) お答えいたします。契約制度に關しますところの

各國の法規でございますが、國によつてあるところもございまして、イギリスのやうなところは一つの取り扱ひ的なまは慣行と申しますか、そういうやうなものやつておるやうに伺つております。もちろん法律があるところもございまして、中にはわれわれとして今度の契約制度全般の改正等もございまして、翻訳等をいたしたのもございまして、しかしながら、非常に各國のございまして、非常に何と申しますか、ほかの分野と違ひまして、大體國內においてのみ大體その需要があるというやうなことで、一般の權威ある翻訳書とかそういうものは比較的少ないのでございまして、従ひまして、われわれもできるだけは外國の原本そのもので一応集めておるわけでございますが、翻訳その他が間に合いませんで、できたものが若干ある程度でございますが、ほかの点はいろいろな原本がありますけれども、翻訳ができていないものもございまして、そういうやうな關係がございまして、また他方予算關係法案とかいろいろな關係がございまして、ただいま先生がおつしやいましたように、十分その勉強のできていない、あるいはそれをサマライズしてお手元に差し上げるだけの準備は現在のところできておりません。予算關係法案その他も一応伺ひたいと思つておりますが、これから外國の例を相當調べたいと思つておりますが、何しろ國によりまして、私は直接説んだわけではございせんし、あるいは若干手を触れたものもござい

が、各國によりまして契約法規というものは非常に違ひます。おのおのの國の伝統がございまして、何と申しますか、もうわが國で言へば、こういふ点がどう規定してないんだらうと思ふやうな、そういうやうなことは當然であるというやうに非常に割り切つておるところもございまして、そういうやうなところは各國の伝統で非常に違ひまして、それが國際的なレベルまで各國内調達というものが同じやうなレベルになつていない。國內で

付議しているか、それをちよつと議案を見せして下さい。どういふ議案を付議しているか。

争、随契といふものが多々多い、これについては、われわれが知る限りにおきましては、公告の問題、それからあるいは不信用、不誠実の者の参加といふものをどうやつてチェックするかといふやうな問題が、現在の會計法令によつて整備充實されておらないといふやうなところに問題があるのじやないか。あるいはその他こまかい点もあ

といふことが必要ではないかといふやうな点、競争契約が行なわれない理由の一つといたしまして、そういう問題も提起しておるわけでございます。

それからこれは一つの理論的な問題でございますが、競争を行なうための公告の法的効果の問題でございますが、現在、これも相當古い明治時代からの大審院の判決等からいたしまして、國が出したところの公告といふものは、これは國の側の申し込みである、期限をきめた申し込みである、従ひまして人札によつて契約が成立してしまふ、こういうやうな考え方がとられておるわけでございます。果してこのままでいかどうか、この間から問題になつておりました、國に非常に不利な結果となるやうな人札を排除するといふたやうな場合に、現在の方式では適當でない、そこにむしろ公告といふものが申し込みの誘因であつて、相手方の人札は申し込みである、従つて國の方でそれをオーケーするかどうかといふ留保権を持てるというやうなことを一般的に考え方として、單に今まで問題になつておりましたやうな場合だけに、そういうやうなものを一般原則にすることがいいかどうか。これは非常に從來から何十年と続いております大審院の判決あるいは各學者の通説といふものを根柢からくつがえすと、こういうやうなこともなおりますので、法制局等には相當異論もあるのじやないかと思つておりますが、そういうやうな問題についてどうするかといふやうな点、こういうやうな点についての問題を提起しております。

それから落札方式でございますが、

○政府委員(小澤孝次君) 審議會。

○田中一君 審議會にどういふものを

のわすかしが実行されないで、指名競

争、随契といふものが多々多い、これについては、われわれが知る限りにおきましては、公告の問題、それからあるいは不信用、不誠実の者の参加といふものをどうやつてチェックするかといふやうな問題が、現在の會計法令によつて整備充實されておらないといふやうなところに問題があるのじやないか。あるいはその他こまかい点もあ

といふことが必要ではないかといふやうな点、競争契約が行なわれない理由の一つといたしまして、そういう問題も提起しておるわけでございます。

それからこれは一つの理論的な問題でございますが、競争を行なうための公告の法的効果の問題でございますが、現在、これも相當古い明治時代からの大審院の判決等からいたしまして、國が出したところの公告といふものは、これは國の側の申し込みである、期限をきめた申し込みである、従ひまして人札によつて契約が成立してしまふ、こういうやうな考え方がとられておるわけでございます。果してこのままでいかどうか、この間から問題になつておりました、國に非常に不利な結果となるやうな人札を排除するといふたやうな場合に、現在の方式では適當でない、そこにむしろ公告といふものが申し込みの誘因であつて、相手方の人札は申し込みである、従つて國の方でそれをオーケーするかどうかといふ留保権を持てるというやうなことを一般的に考え方として、單に今まで問題になつておりましたやうな場合だけに、そういうやうなものを一般原則にすることがいいかどうか。これは非常に從來から何十年と続いております大審院の判決あるいは各學者の通説といふものを根柢からくつがえすと、こういうやうなこともなおりますので、法制局等には相當異論もあるのじやないかと思つておりますが、そういうやうな問題についてどうするかといふやうな点、こういうやうな点についての問題を提起しております。

それから落札方式でございますが、

これはこの間の継続審議になりましたが、法案の關係でございしますが、これをどういうふうに取り扱ふかという問題、それからこれにつきましても、ただいま申し上げました公告というものを申し込みと見るか、あるいは申し込み誘因と見るかということと関連して参るわけでございますが、これをどうするかという問題。

それからもう一つ、これは実務の問題でございますが、研修制度、これは実はわれわれとしても遺憾であるわけでございますが、研修が非常に適当でない、従つてきまつた方式なり何なり、あるいは責任体制というものを明らかにしまして、研修というものを厳重にやるべきじゃないか。検査院の方からも、こういう体制というものを早く確定にできるように整備すべきであるという勧告が出ておりました、各省として実行上はもちろんやつておるわけでございますが、その辺のところを法令上はつきりしてその制度を確立すべきである、こういうような意見も漸次起つて参つておりました、この点をどうしたらいいかという問題でございます。

委員の方々も、いろいろ理論的な問題とか何とか問題はありますが、研修制度というものを各委員を通じて、まず第一に着手すべき問題じゃないかというようにも言われておつたようでございしますが、こういうふうに、非常に実務的ではございますが、研修制度によつて、もつと責任体制なり何なりはつきりすべきである、こういうような問題を、一応いろいろなディスカッションをする材料といたしまして、こういう程度のもを出しまして、フリート

キングをしていただく。そうして今後どうやって進めていくかというふうな議論も出てくるわけでございます。で、近いうちに第二回の審議会を開きまして、今度はただいままでの審議の状況に就いて、ある程度具体的な問題に入つていきたい、このように考へておるわけでございます。

○田中一君 一応そうすると、明年の通常国会には出せるという見通しでやつておるのですか、どういう見通しでやつておるのですか。

○政府委員(小黒孝次君) 問題が問題でございますから、非常に慎重に、それからただいま先生おっしゃいました各国の制度も併行して検討して参考に取入れて参りたい、こういうふうに考へておるわけでございます。目途としては、ただいまおつしやいましたように、この次の通常国会までには草稿を練りまして、そうして法的措置を必要とするものにつきましては立法措置を講じて、そうして提出したい、このように考へておるわけでございます。

○田中一君 それはなんですか、もう大体そういう方針というものは、省議できまつておるのですか、きめたのですか、方向としては。

○政府委員(小黒孝次君) まだ省議できまつたという段階にはございせん。やはり審議会に諮りまして、今せつかく審議を始めておる段階でございます。それから、やはりこれは他のものと違ひまして、単なるそのときそのときの政策というよりは、今後相当長期にわたる制度でやつていく、こういう制度はひんびんと改正いたしますと、会計職員も非常に迷惑いたしますので、やはり作り

ます以上は、相当長期にわたつて使えすというふうな制度でなければ困りますわけでございます。従ひまして、その辺のところはよく慎重に考へてやらなければならぬわけでございますが、一応審議会へかけまして、そうしてこれなら十分出せるというふうなものにつきました。また省議であつたため、大所高所から考へなければならぬ。またその場合には各省庁との打ち合わせということが、これがまた相当問題があると思ひます。その辺のところを考へますと、事務的には次の通常国会に出したいと思へております。その間におきまして、現在の段階におきまして、完全にとまつて出せるかどうかという問題につきました。これはまた別の問題でございまして、われわれ事務段階でございましては鋭意努力いたしまして、そういうふうな持つていきたい、このように考へておるわけでございます。

○田中一君 御承知のように、問題の一つであるところの点は、政府提案として会計法の一部改正という形で提案されたわけでありまして、御承知のように衆議院も参議院もこの法律は通りました。しかしあつた経緯で時間切れになつて廃案になつておるけれども、少なくとも大蔵省の意思というものは、政府の意思というものは、一応表明されておるわけですよ。それが今日まで再提案されておらぬというところは、これはどうも客観情勢が變つたということじゃないのです。あなたの方で、それは出したくないという気持ちから、今まで、一べん提案されたものが足踏みしておるということじゃないかと思

うのですが、その辺の経緯はどうなんですか。

○政府委員(小黒孝次君) さきに出しまして解散のために流れました法案の問題でございしますが、これにつきまして、われわれの現在の立場としては、フランクリン、もう白紙に考へまして、契約制度全般の改正の一環として考へておるわけでございます。もちろん二十四国会に政府案として出したわけでございますが、これは先生御承知のように、いろいろな経緯があるわけでございます。その際におきまして、それじゃ国会の審議の過程におきまして、完全に全会一致ということであるかと思ひます。そのうちで、これはもう最善の方策であるというところであるかと申しますと必ずしもそうではないわけでありまして、やはりその過程におきましては、いろいろ議論もあつたわけでありまして、そういうふうな關係も考へまして、この間の案が最善であるかどうかということにつきました。は、もう一度契約制度全般を検討する際に一応白紙に戻しまして、その全体に立場から考へていくことが妥當である、先ほど申し上げましたように審議会におきまして、その問題は一つの大きな問題として出しまして、御審議願うというところは先ほど御説明申し上げた通りでございます。そういうような点は一つそういうことで、今やつておるわけでありまして、その点一つ御了承願ひたいと思ひます。

○田中一君 じゃ、まあこれ、あなたも政府委員だから、あなたの言葉は大蔵大臣と同じものであるというふうな解釈をして承りますかね。これ、一べん佐藤大蔵大臣にね、いつごろまでは成案を持とうとするか聞いてくれま

せんか、次回にでもきめてもらつて、あなた忙しければ宮崎君でもいいが、大蔵大臣はこういう考へであるが、これ、いつごろまでに十分審議をやつて答申を求め、かつそれを国会に出すというふうな心がまえであるかということとを表明してほしいのです。それをお願いしておきますからね、あなたからお伝ひ願ひたいと思ひます。次回までにその態度を明らかにしてほしいと思ふのです。

○政府委員(小黒孝次君) はい。

○田中一君 そこでね、今とりあえず建設関係の事業界は相当繁榮しているというか忙しいわけですね。だから声がないうというのじゃなくて、地方に参りますとこれはもうとんでもない問題が起きておるのですよ。たとえば今の、先ほど触れたような工事完成保証人という制度がある。これ、工事完成保証人となつたために、身代限りをした業者もいるわけですよ。何人もあるのですよ。こいつは一体その工事完成保証人という制度をもつて、発注者が自分の立場といふと、金銭的にもあるいは工程の点でもこれ、金にかえるものになりますけれどもね、一般的にそういう形をとつており、かつむろんだれそれが保証人でなくちゃならぬといふようなことはないわけですよ。で、一面指名競争入札制度をとつておるのです。指名競争入札制度をとつておるといふ、五名なら五名指名した場合には同等な力を持つておる、これなら心配ないという判断はだれがしたのじゃない、発注者がその判断をしておるわけですね。そうして工事完成保証人といふものは何かと申しますとこれは何でもないので。指名をされる者

以外の者なんですね。あるいは指名された範囲の者もいるかも知れませんが、お話し合つて順着きめた以上、そういうことまで踏み込んだ援助はしてないように私、見ておるのですが、そうしてそれがその工事は完成できるのだという前提で保証している。ところが一番重大なことなんです。この工事がだめになった場合に、自分がそのあとの仕事を引き受けるのだという前提じゃないわけなんです。これは論理的には工事完成保証人ですから、けつを割つたという言葉がありますね、けつを割つた場合にはそれを引き受けるのだというこの保証人には違ひないのです。これが心配ないのだという前提で保証人になっている場合が多いのです。実際としては、あの人が選ばれたのが、政府というか、発注者が選んだあの人がらばまあ間違ひなからうという前提に立つて保証しているわけなんです。本来なら間違ひあるという前提に立つて保証するのがほんとうですがね。間違ひないという前提に立つて保証している、それが実情なんです。いわゆるそういう意味の単なる保証人、単なる保証人という名前で判こ押しておるというだけで、自分の責任は軽く考へておるというのが現状です。従つて工事完成保証人というものが、重大な責任があるというより、切実感を持つておらないんです。実際は、と同時に、指名競争入札にした以上、指名した人間の責任というものは、言えないです。この人間なら間違ひないという五名なら五名を指名して、そのうちの一人がとつたんですから、これは責任が全然ないというわけにいか

ないんです。それには全然触れておらない。触れておらぬというよりも、全然それは自分の方の責任は一向にない。いわゆるお前たちに仕事を与えてやるんだというより、なにか方につけて注文を出し、それから競争させるというのがこの実体なんです。だからすべてが片務的な契約なんです。たとえば途中でまあ仕事のけつを割つた場合でも、それが本人の過失があるいは天災地変によるものかというものの、この検討なんか全然しない。明らかに風水害であるというものでしたら、これに對して発注者がそれを負担して予算を増し、とやうとか、金を余分につけてやるなどということは行なわれておらぬです。そういう片務的な契約でもって、今後は工事完成保証人という、これにまで累を及ぼすという形のもの、一体いいか悪いかという問題です。私は保証人制度というものは、これは今までの、古い歴史ですね、たとえば昔の維新前の、いろいろな何といひますか、歴史小説みたいなものを讀んでも、口入れ稼業というものが、それが保証人になるんですね、書き判することによつて、それが役目であつて手数料をとつてゐるんですね。これが役目なんです。保証屋です。これはだれが保証人でも何もでない。この人は間違ひがないというこの前提に立つての保証といふものが行なわれておる。むだなものなんです。これは実際。そんな心配のないとするならば、何も五名指名してやつた以上、工事完成保証人は要らないじゃないかという議論が成り立つわけなんです。で、そういう制度というものが現在あり、かつ今度の法律の改正によつて、少しでもこの工事完成

保証人を楽な立場に持つていこうという考え方からきてゐるならいいと思ふけれども、ただ突如として、何ら根拠のない工事完成保証人という、この今度の法律で定められる事実、人だ、これが突如浮かび上つたといふことに對しては非常な疑問を持つわけなんです。たとえば工事完成保証人は何か。それが昭和二十六年に二十五年度の三月だと思つた、たしか建設省は中央建設審議會、第二回か三回の分を開いて、たしか二十六年、二十五年だったか二十六年かに開いて、一応契約の合理化、施行の合理化、すなわち契約の合理化ですね、というものの要綱を発表しておるわけなんです。その中には、とくに、当時占領軍時代ですから、アメリカ人なんか見ても非常に民主的である、双務的であるといふような考え方を、持つような、割合いいものです。ところがこれは、建設省の官房が著書として解説を著わして、そうして地方の全部道府県市町村に流した。これによつてやらぬかといふことを勧奨したわけなんです。地方はおおむねやつております。現在でもやつておる。ところが國の機關だけはしてないんです。そうしてやはり片務的な、現在の慣行と申しますか、契約の慣行によつての契約をおつておるという現状なんです。今度の法律の改正なんといふもの、もとをなすものは、契約の問題なんです。その契約法的基本法がなくなつて、それが一步でも進行して前進しようといふことではないです。こんなものやめしよつた方がいと思ふんです。前払い制度といふものは、手決金見ても、これだつて特定な仕事に對しては前払

金は認めておるんですから、その場合には何もやる必要ない、認めればいいんです。今度の會計法の改正で認めればいいんです。そういう点を一つ小熊法規課長、十分に審議會の委員になつていろいろ人がその審議會の委員になつてゐるかも知れませんが、少なくとも、これによつて一切の生活を、事業ならかまいませんよ、生活を脅かされてゐることを忘れては困るんです。土木工事なんといふものは、結局最近は大規模の機械使いますけれども、まあ六割か七割は労力費なんです。建築にしても二割や三割は労力費なんです。物を持つておるといふのも、大工は材料ばかりでなくて自分の道具持つておりますけれども、労力費が多いです。これらがいづのまにかその企業体がつぶれたか、自分たちはもう賃金がとれないといふ形のものが、やたらと起るんです。これは双務的な契約ならば、金融機關があつて仕事をやれるんだけれども何か失敗した、不幸にして金融機關等に押さへられて、人為的な金融機關の圧力によつて会社がつぶれるといふことは往々あり得る。この前払保証制度といふものがあつたら、前渡金を三割もらつた、それを銀行に預金しておつたためにすばつと締めてしまふ、次の手形を落とさないんです。まあ自分の方にその金が一億なら一億入つたとたんに、銀行の方は締めてしまふ、そうしてつぶれた会社もたくさんあるんです。銀行は損ないんです。従つてこの法律を見ても、その金といふものが、実際にその工事に使われてゐるかどうかという問題が、一番ポイントになつてきてゐるわけです。とこ

ろがおそらくそうじゃないんです。それはいつていいんです。たとえば仕事をやるにしても、大きな業者はこんなもの借りないでも十分銀行が貸してくれまふ。しかしこれを借りると金利が安いから借りる。その金がそこにいつてゐるかどうかという問題じゃない、金といふものは、もう何十億も預金を持つておる請負人もおられます。たとえば竹中工務店のやうに、この間何とかという週刊誌に出ておりましたけれども、借りる必要何にもないと思ひます。しかしながらやっぱりの金利の安いものを借りてやうといふことは、いい仕事をしようといふ意図であらうといふことに見られるわけなんです。しかしながら、この工事完成保証人制度のために非常な苦しみを受けたり、その金をもらつたために自分の会社がつぶれるなんといふことがあるんです。前払金をもらつたために自分の会社がつぶれた、悪い金融機關といふものは、それはもういふまでもない。五億の借金があるといふなら金融機關つぶさぬです。それが三億でも前払保証会社のものが入つたとなんに銀行が締めてしまふ、鉄道工事などいふ例です。保証前払金、前渡金をもらつたところであつてしまふ。従つてそれにはやはり公共事業が何といつても大きいんです。人たかも、やはり國費と申しますか、國の財政から直接間接に受けるものによつて繁榮といふか、利益があつて、そうして土木建築といふ事業をやるのが多いわけなんです。従つて根本の契約に對する基本法といふものが、日本の業界になくちやならぬ。今までの慣習と

いろいろのじゃなくて、合理的な権利義務というものが明らかにならなければならぬんじゃないかというように考えるわけなんです。これはあなた方はこの問題については、ずいぶん長い間議論を尽くしていますから、少なくとも財政制度審議会に相当ビッチをあげて検討してもらって、来年の通常国会には必ず提案をするようにしてほしいと思います。いろいろな問題がありますが、これは私これはほじくってみたいと思うのですがね。現行法の慣行がよくないのは直さなければならぬのですよ。というのは一番残念なことは、末端の労働者の賃金というものを、どう守っているかというところが何もないわけなんです。私はここまではいいかぬと思うのです。単に企業体というものが、損も得もございましょうけれども、末端の労働者というものは、これはもうどうにもならぬのです。それでもって生きていくのですから、それすらだめになる。工事完成保証人制度があるためにその元請がつぶれ、工事完成保証人がつぶれ、そして契約が下請的な契約になつていくものだから、一つの事業体と見られて金がこない。労働法からくる場合には直用です。労働者は直用でなくちゃならぬということになつていくのです。事実はそのようになっておる。そうするとやはり基本的な契約といふものがなくては、末端の建設関係の労働者には手に入らないのです。これは不思議なものなんです、この業態といふものは、労働法によれば直用といふ形式です。従つて社会保障は全部そのうちの社員であるという形でもって契約を結んでおります。いろいろな保

障の契約を結んでおります。実体は何かという、親方くらいは一人社員並みに扱われておつて、まあ一万円か二万円くらいの月給をもらつて、小回りと切り投げとかいふ形で受ける。受け形になれば事業になりますから、これは賃金とは別問題になつてくるので、これはよく実体を検討していただいて、その財政制度審議会にも、少なくとも末端の労働者、いわゆる企業につながつていくところの親方であつて、末端の労働者の声も十分に反映して、何といひましたか下請に対する法律ができていますね。せめてあれと同じような精神で、先取特権くらいは賃金の面について認めるというふうなことにならなければならぬ。下請かという下請じゃない、法律的には下請ではない、別の面から見れば下請になつていくのです。しかし別の面から見れば直用の形の労働者なんです。いつもそういう谷間にこの建設関係の労働者といふものは追いつまれているというものが実態です。一つそういう点考へていただきたい。そして財政制度審議会にもそれらの代表を入れて、それが発言するようない機会を与えなければならぬと思うのですが、その点も一つこれはあなたから答弁できないでしようから、その点も一つ官房長なりそれから大臣なりに相談して、そういう機会を与えて、あなた方が見る企業体としての見方であつて、その裏にいいまいな業者が、常に企業体が、都合のいいように解釈されているところの者がいるといふことを忘れちゃ困ると思う。それをおつてお願いしておきます。それに対して一つ答弁して下さい。

○政府委員(小原孝次君) 非常に広範にわたるお話でありまして、私果たして御答弁できる能力があるか疑問に思つておられますが、今回提出されておられますところの完成保証人の問題でございまして、これにつきましても、ただいま先生のおっしゃいますように、いろいろな実質的な裏に隠れたいろいろな問題がある。このように思つておられますが、ただこの法案につきましてもわれわれの了承しているところといひましては、とにかく完工保証人といふものに対する、そういうみじめな場合がある場合に対処いたしまして、とにかく一歩前進するといふことになるのじゃないか、このように考へておられるわけですが、ただ根本的に、完工保証人制度そのものが果して妥当なものであるかどうかといふことにつきましても、これは先生のおっしゃいましたように問題があるわけなんです。現に前金払いの保証でも、半分以上のものは完工保証についておられるわけでありまして、そういうものにつきましても、とにかく何かこういふ対策を講ずるといふことは妥当なる措置じゃないか、このように考へておられる次第であります。そのほか前金払制度の問題、これにつきましても、前金払制度そのものにつきましても、これは戦後におきますところの特殊事情といふものが相当影響しておる。一律に前金払いで出せ出せといふことで、その当時としてはまさに建設業界その他につきましても、やはり金融の關係その他の關係からなかなかできない。そうすると、財政力をもつて前金払いといふものをしてコストも下がるだらうし、それから業者としても一々金融機関に頭を

下げなくても、何かとりあえずの問題としては手が打てる、こういうふうな状況を反映いたしまして、前金払制度といふものが非常に大いに活用されて参つたわけなんです。ただこれにつきましてもある程度、こういう戦後十数年たった現在におきまして、どうすべきかという問題は、これは先生のおっしゃいますように、一つの問題として考へなければならぬ問題であると思つております。ただ、根本的にはもう一度再検討はいたしたいというふうに考へておられる次第であります。

それから、事業者に対する請負代金の支払い、こういうものの金の流れが、その事業者の責任におきまして労働者に支払われるというふうな場合におきまして、その労働者がその事業の浮沈あるいは経営のやり方によつて、企業内部の問題としていろいろな問題が生じてくる。特に建設業界におきましては、いわゆるほんとうの社員の形は、それから一応の社員のような形はとつておるが、実質的にはだいたい下の恵まれない事業にあるという労働者がおること、これはまさに先生のおっしゃる通りだろつと思ひます。思ひます。ただ契約制度の問題としてそこまでするに立ち入るといふことは、これはまた非常に問題があるもので、むしろ労働関係、あるいは事業主と労働者の関係、こういうふうな関係で規律すべき問題ではないか、このように私の個人的な考へ方ではございますが、そう考へられるわけではございません。

下請とか元請の關係といふようなもの、確かに今そういう支払いの面につきましてもそういう問題もあるように何つておられますが、ただ労働者の問題といふことになつてくると、そこには発注者の方の支払いといふものを、直接労働者の賃金なり何なりに結びつけるということとは非常にむずかしいのじゃないか、そこはやはり性質が違ふものじゃないか、このように考へられるわけではございません。それはむしろ労働法關係なり、あるいは労働者の私権として、先ほど先生おっしゃいましたような先取特権とかそういうような問題、そういう問題で片づけるべき性質の問題ではないか。契約制度そのものでそこまでするに大へん問題でございまして、なかなかそこまでは契約制度の問題としてはやつていけないというように、これは私の個人的な考へ方ではございまして、感想として申し上げる次第であります。

○田中一君 それが実態がどうであるから、あなたの方でもやっぱりそうした実態といふものを見ながら、やはり契約に関する基本を作るならば、知らないで作られちゃ困る。十分に理解して、どうすべきかといふことは、単に法文上の問題ばかりでなくて、その裏に実態があるわけですから、だからできるならば、そういう悪い慣行を持つておるところの労働条件、それから下請制度等、それらの者が発言し得るような機会を与えてくれと言ひたいのです。その点はどうですか。

○政府委員(小原孝次君) ただいま申し上げましたように、その企業の契約の相手方である事業の内部あるいは外部につきましても、そこに使われている者の扱い方、そういうものにつきましてもの認識と申しますか、そういうもの

は、これは契約制度等をやりましますに、厳然たる事実といたしまして認識する、これは必要であると思ひますが、それが契約制度をどうするかという問題で片づけるわけにいかぬのじゃないか、ということをおしは先ほど申し上げたわけですが、もちろん、そういう問題についての認識というものは、これは必要かと思ひます。これは何も建設業界だけじゃございませんで、全般の問題として契約制度をやりましますに、その契約の行なわれる分野におきましますところの、いろいろな特殊事情なり何なりというものは、やはり認識した上で契約制度を考へること、これは必要かと思ひますけれども、ただそのために契約制度をどうするかというところまで直接反映するところ、これは、契約制度を議論しなす際にそこまできくというの、これは非常に困難じゃないかというふうに私は考へるわけでありまします。全然そういう特殊事情を聞かないとか何とかいうことじゃございませぬけれども、しかし契約制度の議論の場におきましてそれを言う、言つてみても契約制度が直ちにどうなるということじゃないだろ、むしろ先ほど申し上げましたように、労働法なりあるいは労働者の私権というふうなもの面でどうやっていくか、こりいうような問題じゃないか。このように私は個人的には考へておられます。

○田中一君 それでは建設省の方は、工事完成保証人の契約はどうなつてゐるか説明してほしい。

○政府委員(鬼丸勝之君) ただいま田中委員のお手元に、建設省の地方建設局と本省の管轄局で、直接契約してお

る場合の、契約書のひな形を提出さしていただきましたが、その第三条に、それぞれ保証人を立てる旨を規定いたしております。

○田中一君 地建の場合には今言う通り、この保証人というものは工事完成保証人、管轄の方は契約保証人になつてゐるね。

○政府委員(鬼丸勝之君) 地建の場合も管轄局の場合の契約も同様でござい

ますが、保証人は請負者にかつてみずから工事を完成することを保証する、そういうふうな規定しております、いわゆる工事完成保証人でございます。

○田中一君 地建の場合には発注者の承認を受けるようになっておりますが、管轄の場合にはそれが書いてない。だれでもいいですね。僕は請負人じゃないけれども僕でもいいわけだ

○政府委員(鬼丸勝之君) 管轄の場合は、契約上は承認制度をとつておりません。ただ実際問題といたしましては、事前に話があるのが例になつておるようでございませぬ。

○田中一君 保証人の定義というか、資格といふんですか、これが規定してないわけですね。管轄の場合は、それで

○政府委員(高田賢造君) 実際の慣行は、建設業者が保証人となつております。建設業者でないものが保証人となつた例はございませぬ。

○田中一君 これは、いつごろからやつてゐる。それは、ほんとに調べてやつたの、いつごろからですか。

○政府委員(高田賢造君) ちよつと先

ほどの田中委員の御質問についての調査がまとまりましたので、御報告申し上げます。

明治二十三年の会計法では、随契が認められておりましたが、明治二十六年の鉄道会計法の制定がございまして、従来の随契制度が廃止されましたのでありますが、その際、保証金または保証人を立てるということが行なわれております。もつともその場合の保証人は、必ずしも建設業者であるといふことに限つておらなかつたやうでございませぬから、いわば身元保証的な性格が強かつたやうでございませぬが、その点は、必ずしも古いこととございませぬので、はっきりいたしておりませぬが、保証人または保証金をつけることが行なわれたのでございませぬ。その後、契約保証金を提供せしめるということが、実際上、この問題については行なわれておつたのでございませぬが、大正十五年になりました、建設業界から政府に対して陳情がありまして、従来の契約保証金制度はやめてもらいた

○田中一君 せんだつて三島東日本の保証会社の社長の言葉を聞くと、保証をしなければならぬという責任が生ずるのは、契約の問題ですね、一單なる。発注者と受注者が契約を結んだことによつて、その前払いを保証することになり事実を確認し、保証することになるんだそうですね。工事完成保証人と関係はなく、だれでもいいわけですね。これは責任がないから。そうすると前払い保証会社の方では、工事完成保証人が、発注者が認めたものの以外に、やつぱり保証会社の方で、あの人間よりこの人間の方がいいのだというやうなことはあるのではないかと思ふのですが、そういう点は、今発注者さ

○政府委員(高田賢造君) 発注者の方でございませぬ。

○田中一君 そうすると、その場合に工事完成保証人が、残工事の五分という違約金を払へば、これはもう責任は逃れるわけですね。そのところが、ちよつとね。

一体工事完成保証人は、工事を完成させるための保証人であると思ふけれども、それが違約金五分払へば、罰金五分払へば、責任がないのだという形の法の立て方は、僕はおかしいと思ふのだな。

○政府委員(高田賢造君) 田中先生の御趣旨は、工事完成保証人を立てることとは、工事そのものを立派に完成するのが発注者の願いであらうから、従つて金で解決することはおかしいのじゃないかという御趣旨かと思ひますが、そのように考へられる点もございませぬが、しかし発注者といつたしましては、どういふ種類の保証人を立てるかにつきましては、まあいろいろな点を勘案いたしまして、おそろく、まあしばしば言われましますように、工事完成保証人が非常に過酷にわたつてもおかしいではないかというやうなこともあらうかと、これは私も契約問題を、いろいろ研究いたしました際の想像でございませぬが、いろいろな場合がありまして、一がいに申せませんが、むしろ工事完成保証人といふものの過酷な責任を、場合によつては、他の方法で解決つけないやうな相互のゆとりをもつた考え方を、おそろく発注者がしておるといふやうな場合、かやうな場合には、今申しましたやうな違約金制度ができたの

じゃないかと、私も実は、今まで保証上の制度をいろいろ研究した際に、そういうことを感得いたしております。

もともと議論を一貫いたしますれば、あくまで保証人をして工事を完成させよう——保証の目的は、完成でございますから、金で解決させるのはおかしいのでありまして、実際の慣行は、発注者が、そういうことでやっておるのが、実例でございます。

○政府委員(鬼丸勝之君) ちよつと、ただいまの先生の御質問に対して、補足的に申し上げます。

従来、前払い保証を受けました公共工事請負者が履行しない場合に、保証人が完成する責任があるわけでございますが、この場合、私どもが承知いたしておる例では、請負業者の前払金返還債務を保証人がかぶらなければならぬ、これはすでに例で申し上げましたようにこのために保証人としては、どうにも工事を完成できない、完成すれば、会社の危殆に瀕するような場合があったのでございます。そこで泣く泣く違約金を払って、保証人が逃げる、そういうケースが、今回の改正によりまして、救われるわけでございます。

と申しますのは、保証人が、違約金を払って逃げれば、契約の解除になりますので、保証事業会社は、保証金を発注者に対して支払う、そういうことでは発注者としても、また新しく契約を立て直して工期をおくれましようし順調に参りませんから、今回は、保証人が完成すれば、直接保証金相当額を払うというによりまして、保証人としては、違約金を払って逃げるといふような無理をしないで済むと、少な

くとも、そういう非常に救われるケースが多くなるという意味において、今回の改正が、保証人の負担を軽減する、こういうことになるわけでございまして、この点を一つ、御了承いただきたいと思ひます。

○田中一君 そうすると、今鬼丸君の言った説明は、かりに元請がけつを割った、前払金が、かりに六百万で、この例によると。その場合に、元請がけつを割ったから、六百万は発注者の方に返す、発注者は、それを工事完成保証人にやるのだということになるわけですね、そういうことになるんで、そういうことになるんで

○政府委員(鬼丸勝之君) ただいまの六百万前払金を受けました元請が、一つも仕事をしなかったという場合、その場合には、保証人は二千万の六百万で、千四百万円しか発注者からもらわぬ、それで仕事をやってしまふと、保証事業会社は六百万を元請に支払わぬで済む、こういうことが現在の制度になっております。

○田中一君 元請は、会社が保証して六百万渡した、ところが仕事をしないで、どこかにずらかってしまつた、そうすると事故ですね、その場合に、六百万を元請の会社に払わぬ、そうすると会社は、ずらかつた元請との間に、貸借関係が残ります、その補償は、どうなんでしょうか。

○政府委員(鬼丸勝之君) その場合、工事完成保証人は仕事をしないのですね。工事完成保証人が、請負契約に立てられている場合に、仕事をしませんが、契約解除になりませんから、そこ

で保証事業会社は六百万元請者に払わずに済むんです。保証金を払わずに済む、それで、だれが六百万元請するかと、保証人が負担せざるを得ない、これは、契約を解除した場合に、初めて保証事業会社が発注者に保証金を払うというのが現行の制度になっております。その制度は、ずっと今後も生きておるわけでございまして、そういう現実の情勢になっておる、こういうわけでございまして。

○田中一君 そうすると、もう一ぺんよく聞いておくれども、元請が、六百万の金をもつて仕事を投げ出した場合に、元請との解約をする場合に、これはもう六百万は、発注者が払うのは当然のことなんですね、それで、

そうして新しく元請との契約を解除して仕事をすれば、残る問題は工期その他の問題で損害を受けるわけですね。しかし、工事完成保証人がいるから、発注者は工事完成保証人に、その元請との契約のままで仕事をやれというのが、今までの行き方ですね。そうなるわけですね、発注者との関係は、

で、工事完成保証人との関係は、その場合に事故が起こつたという事実、これは明らかなんです。そうしてあなたの方の説明は、この図面によると、その事故が起こつたということによって保証会社は、本来発注者に払うべき六百万というものを、じかに工事完成保証人に払う、こういうことになるわけですね。そうして今度保証会社は、元請に対しては債権を持つということになるわけでしょう。

そこで、工事完成保証人というのは、発注者との間に認められた制度な

んです——発注者との間に認められた制度なんです。何も、保証会社は工事完成保証人が、だれであらうが知つたことではない。そこで、新しく工事完成保証人というのが、この法律の上から出てくるわけですね。

そうすると、この間から再三言つておる通りに、工事完成保証人が、またけつを割った場合は、どうなんですか。そうすると、これならば心配なからうという工事完成保証人がついていくということが望ましいことになるわけですね。そこで、最初から前払い保証を受けるという元請の場合に、発注者が工事完成保証人に対するところの——この地建の例を見ても、その承認をす

ると同じように、やはり前払い保証会社は、工事完成保証人というのを信頼をしなければならぬから、やはり意見を言えるという段階にならなければいけないのではないかと、思ふのです。従つて工事完成保証人という制度を認めるならば、前払い保証会社の方に、それに対する意思決定というものを、するような明文がほしいんではないかというところなんです。さもないければ発注者は——今度発注者はですね、これは、大蔵省を発注者にしてお

くならば、鬼丸君の方の工事完成保証人の工事完成保証をつけないければならぬということになるのです——ほんとに工事完成させようというならば、なぜかというところ、この場合、残工事に對して五分の違約金を出せば逃げられるのです。金銭的な実害はないですよ——発注者は、しかしながら、もっと大きな時間的な、金よりも工期の問題ですね、こういう損害を受けるということですね。まあこれは、この辺

でとめておきましようというの、この間うちの大蔵、官房長官の答弁であつたけれども、一人やうて、この辺であつたけれども、だめでしょうというの、すが、いつも五人も六人も指名競争人札に参加しているのです。発注者が、それを指定して、そこで私が言うのは、——これは法規課長も聞いてくれよ——言うのは、指名競争入札の場合に、指名された業者が全部、その落札した一人の工事完成保証人になるという制度にしたなら、どうですかというんですよ。

○政府委員(小澤次君) 指名する者は、すべて信用があるわけでございまして、ですから、そのうちの一人が落札した、そういう者と、国が契約を締結する場合に、その保証人を他の入札者——落札しなかった者を保証人に立てるかというお話だつたのですが、それは、ほかの者全部を立てるかという御質問でございまして、全部を立てるといふ義務を課するということも、これはちよつと不愉快しいのですが、保証人になるのは、これはやはり任意契約でございまして、国が万が一のことを考えまして、そうして保証人を立てるといふ場合には、やはり国が、当初の落札者が債務不履行をしたといった場合には、それをかわつて、その契約を履行できるに足る資力なり信用なりある者から選んで、その者と保証契約を結ぶ、こういうことになりまして、必ずしもそれは指名した者に限定するのはいかぬ、あるいは指名の対象にはなっていないけれども、たとえば当初からの指名を返上する、私はほかの仕事が忙がしいというふうな場合がありまして、それは、そういう

とて、指名する者は、すべて信用があるわけでございまして、ですから、そのうちの一人が落札した、そういう者と、国が契約を締結する場合に、その保証人を他の入札者——落札しなかった者を保証人に立てるかというお話だつたのですが、それは、ほかの者全部を立てるかという御質問でございまして、全部を立てるといふ義務を課するということも、これはちよつと不愉快しいのですが、保証人になるのは、これはやはり任意契約でございまして、国が万が一のことを考えまして、そうして保証人を立てるといふ場合には、やはり国が、当初の落札者が債務不履行をしたといった場合には、それをかわつて、その契約を履行できるに足る資力なり信用なりある者から選んで、その者と保証契約を結ぶ、こういうことになりまして、必ずしもそれは指名した者に限定するのはいかぬ、あるいは指名の対象にはなっていないけれども、たとえば当初からの指名を返上する、私はほかの仕事が忙がしいというふうな場合がありまして、それは、そういう

○田中一君 国鉄でやっているのです。国鉄は二名つけている。というのは、一名がだめなら、次の人間ということでは二名つけている。

合にいいけれども、予定が狂った場合に、強制するのが今までの慣例なんです。それが腕のいい官僚なんですよ。

ないということになる、とんでもないことになる。現に私の知っている範囲では何人もあります。山梨県にもあるのです。山梨県にも相当な仕事をしている人が選挙のときに今の天野知事の方を応援しなかったために、全然県の仕事がもらえない、この人は信用があるものだから今まで県の仕事ばかりやっていたのももらえない、やむを得ず、民間の仕事で細々と息をついている。県の仕事を一切指名してくれない、力を持っていながら、こういうことがあるのですよ。これは悪い知事だと思います。同じようなことが言えるのですよ。そこで、これを抜本的に、どうしたらいいかということを考えなければならぬ段階にあるのです。これは私は、法規課長にもる言っているのは、それなんです。どうしても、国民がこうした一つの権利を持っておる、公共事業の発注権というか、持っている人たちが、公平にするにはどうすべきか、むしろ相手の能力、これならやれるのだという正しさを発見するのは、あなた方自身なんです。ところが、えてして政治が介入すると、とんでもない問題が起きてきて汚職をたくさん生む、そこにやっぱり法的な制度の面に、相当大きな問題が残っているということなんです。

そこで、こういう方法はどうなんです。か、今あなたが言っているように、特別にこれは保証人になるなんということを言っちゃいかぬと言っているが、それもわかる、わかるが一体見積もりをするということ自身が、発注者の利益であるということが主眼なんです。それから、そういうと、見積料を払えという

ことを言いたくなっているのですね。見積もりをするということ、入札をするということは、業者の業務の大きなものを占めているんです。この間、参考人として呼んだ木曾建設、東京都等に聞いてみると、十か十五に一つ——私は、もつと余分に指名があるのじゃないかと思う、小さい工事ではもつとあり、三千人くらい、地方の県工事などは、二十人から三十人指名します。東京都が十人くらいと言っていますからね。まじめに見積もりをするということになると、費用がずいぶんかかる、二%くらいかかるはずです。百万円の工事でもつて二万円くらい見積料はかかるものなんです——まじめにすれば。しかし、御承知のように、話し合いでもつてきめているから、大体勘でわかります——そういうものは。しかし、実際に、まじめに内訳明細を出すということになりますと、これはとうてい、現在の木材がどのくらいするかということを材木屋に電話しても、七円か十円かかるんだから、そういう経費というものが、十べんに一べんか、十五べんに一べんの仕事に、全部かぶさっていくのですよ。みんなかぶさっている、その費用というものは全部。そうして、六万人からの業者がこりやっていると、全く不可思議千万です。ほんとうに不可思議千万ですよ。二十万も三十万も、まじめにやるとすれば費用がかかる、だから制度というものを十分に考えなければいけません、そういう点においても。

そこで、その場合に見積料を払うことが一番主眼なんです。見積もりをするという業務を行なっているんです、主たる業務です、これは、諸経費が、

第十二部 建設委員會會議錄第二十九号 昭和三十五年五月十七日 【參議院】

注者側としては……設計その他については、やはりコストがかかっているわけでございます。その競争者の、あるいは指名を受けた者の側におきまして、その自分が落札すべく努力するたに、必要な経費というものがかかる。これはまあ落札者は、それは報われるわけでございますが、落札者以外の入札者は、見積もりコストがかかっても、諸賃金額がもらえないわけでございますから、それだけロスになる、こういう問題があるかと思ひますが、しかしそれは、各まあ会社によつていろいろ違ひ。そういう者は、一応発注者側の関係におきましては、要するに契約の当事者にはなり得なかつたわけでございます。しかるに、まあ人によつておのおの努力の仕方いろいろ違ひだろうと思ひます。そういう者につきまして、金を払うという関係は、これは現在のわれわれの考へております制度からいいますと、ちよつとむずかしいのじやないだろうか、このように考えられるわけでございます。

で、先ほどお話がありました、予算額に対して、予定価格が若干下回るとか、あるいは落札金額が、さらに下回る、若干、数%の余裕があるじやないか、だからそれを充当したらどうかというお話もございすけれども、契約制度というものは、やはりこれは、与えられた権限の範囲内で、先ほどの先生のお話にもございましたように、なるべく機会均等にそのチャンスを与えながら、しかも競争による利益を発注者が享受いたしまして、まあ國の場合で申しますと、税金の効率的な使用をはかるというのが、本来のプロパーの制度であるわけでございますから、それを念頭として、今の契約制度を考へていくというのが、われわれの一番の最大の眼目でございすので、ただいま申しました見解というふうなものについて、落札者になれなかつたのだから、何か出すかどうかということにつきましては、これは現在のわれわれの考へ方としては、少し、ちよつと無理があるのじやないか。またそれが、実際問題として、やはりそれは入札者側としても、一つの一般管理費的な一つのコストとして考へて、常時自分の方で考へる。指名した場合には、必ず入札しなければならぬという義務を負つていられるわけでもございせん。棄権するという場合も、当然あり得るわけでございます。これはもう相手方に許された権限で、問題は、あなたが入札する資格があるということとございすから、その権限を行使するといふ自由というものは、指名を受けた者にもあるわけでございます。

そういふ者について、見積もりのために経費がかつたからといって、それを國が填補してやるということとは、ちよつとどうであらうか、このように考へておりますが、なお、せつかくのお話でもございすので、一応は検討はしてみますが、現在のところ、私としてはやり得ない、このように考へております。

○田中一君 公入札プロパーの問題は、これはその通りなんです、純理論的にいへば、しかしながら、現にやつてないじやないか。やつていないもの何かあるか。何もやつていないのですよ。たとえば払い下げの場合だつて、そうです。

払い下げの場合にしても、これは新聞公告なんかしてやりはしませんよ。払い下げ業者というものは、ちゃんときまつてゐるのだから、その業者をやはり呼んで、指名してやつてゐるのだ。従つて、これは理論としてはいいけれども、実際問題、違ひじやないかといふことなんです。そこに問題があるのじやないかといふことですね。指名して、公入札してゐるもの一つもないです。建設大臣に聞いてみると、一つもない。そうすればね、少なくとも指名という、指名競争入札というものが常態であるという立場に立たなければならぬのです。そうすると、そこから出発しなければならぬということ。

私は、一番いいのは随分がいろいろ思うのです、仕事をほんとうにするには、しかし公入札の原則というものがあつたらば、認めるならば、やはり指名もやりなさいと、全部、公入札やりなさい。これはね、社会主義社会になりますと、そんなこと心配なくなつてくるのです。これは資本主義社会だから、そういうことになるのです。これはもう確かに、清水建設と、それからこの間来た木曾建設と比較してみれば、これは、もうとても話にならない。あんまり格差がつき過ぎているといふことです。

私はね、だからそういう点について、実際の契約上の施策というものが、方針というものが、だからやがて言つてゐるのです。今の制度は汚職の制度です。あなたを指名に入れてあげますよと云へば、これは洋服の服地くらい持つて来るよ、それは、ほんとうです。そういう制度であつちやならないのです。それに、義務を負わせる。完成の義務を負わせる。そういう点でもつて非常に僕は、大蔵省が、今度まあ各省とも打ち合わせをしなきゃならぬと思ひけれども、発注する國家公務員のそのポストの人間が、何か恩恵を施すような態度でゐることに間違ひがある。だから、國家公務員の給与を、今から、三倍くらいにして、そんなものは、まじめに仕事する者を、自信をもつて仕事させるということが一番いいと思ひます。まあ今の段階の資本主義社会では、そういうことが行なわれないうのだから、これは、われわれが政権をとるまで待つてもらふけれども、いつになるかわからぬけれども、これは一つ考へてほしいと思ひます。冗談でなく、実態というものは違ひのだといふことですね。現に、もう昭和二十六年に出した契約約款にしても、標準約款にしても、いいもので、非常に、しかしながら、不可抗力に對する定義というものが、何ら認められておらぬと思ひます。不可抗力と業者的な方が勝つた場合があると思ひます。不可抗力と認定される場合がある。しかし業者は、訴訟を起さなさい。それは、訴訟を起せば、この次永久に指名してくれないうから。泣き泣き損害を負担するといふことがあり得るのです。こういうことは、決してい政治じやございせん。やはり双務的な權利と義務というものを明らかにするものが、これが契約行為です。不当なる一方的な片務契約というものはあり得ないです。こういう点の一つ、僕は十分に、この法律案は、まあ多少今の制度よりもよくなるから、われわれの方でも、いいいことに結論づけたいですけれども、これだけでは済まないのです。

ている、そして発注者の承認を受けろと——受けたものでなければならぬぞというところになっておる、ところが営繕局の方では、契約保証人になっておられます。契約保証人ですね。これはおそらく、金銭も工期も入っているでしょう。これは、みずからこの仕事を完成することを保証することになっている。これはだれでもやる。そのように、個々ばらばらに、自分の都合のいいような形のものだけをやって、根は片務的なものなんです。どのものでも、片務的なものです。仕事をやるんだという、仕事を与えてやるんだというような、古い憲法の、天皇の官吏であるというような考え方でまわっている。あなた方は違ひけれども、あなた方の同僚は、そういう考えを持っていてる人が多いですよ。それにはやはり基本的な、契約基本法的なものがなければできないのですよ。そうすれば、これは汚職も防げるのです。

まだほくると幾らもあるのですけれども、まあまあ、きよりはこのくらいにしておきますが、これは一つ、また小堀君のところに行つて、どうしたのだらうという、催促にいくから、そのつもりで一つやつて下さい。

○委員長(若沢忠泰君) それでは、本日は、これをもって散会いたします。

午後零時三十三分散会

五月十三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、国土開発縦貫自動車道中央自動車道の予定路線を定める法律案

国土開発縦貫自動車道中央自動車道の予定路線を定める法律案

国土開発縦貫自動車道中央自動車道の予定路線を定める法律

国土開発縦貫自動車道建設法(昭和三十三年法律第六十八号)第三条第一項の規定に基づき、国土開発縦貫自動車道中央自動車道のうち、東京都から小牧市附近までの予定路線を次のとおり定める。

- 一 起点 東京都
- 二 主たる経過地 神奈川県津久井郡相模湖町附近 富士吉田市附近 静岡県安倍郡井川村附近 飯田市附近 中津川市附近 小牧市附近

附則  
この法律は、公布の日から施行する。

五月十三日本委員会に左の案件を付託された。

一、臨海地域開発促進法案(衆)

臨海地域開発促進法案  
臨海地域開発促進法

(この法律の目的)

第一条 この法律は、経済の発展及び人口の増加のする勢にかんがみ、臨海地域における工業、農業その他の用に供する土地の造成、利用及び関連諸施設の整備に関する計画を策定し、その実施を促進することにより、産業基盤の育成強化と民生の安定向上に寄与することを目的とする。

(基礎調査)

第二条 政府は、第四条に規定する臨海開発区域の指定及び第五条に規定する基本計画の策定の円滑な実施を図るため、臨海地域の開発

に關し必要な基礎調査を行わなければならない。

2 経済企画庁長官は、行政機関の長が行う前項の基礎調査について必要な調整を行い、当該行政機関の長に対し、その調査の結果について報告を求めることができる。

(調査に対する協力)

第三条 行政機関の長は、その職員又はその委託した者に前条第一項の基礎調査を行わせる場合には、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長その他の関係者に対し、協力を求めることができる。

(臨海開発区域の指定)

第四条 内閣総理大臣は、臨海地域開発促進法の審議を経て、臨海開発区域を指定することができる。

2 前項の指定をするに当たっては、閣議の決定を経なければならぬ。

3 内閣総理大臣は、第一項の指定をするに当たっては、第二条第一項の基礎調査の結果を尊重しなければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項の規定により臨海開発区域の指定を臨海地域開発促進法の審議に付する場合においては、あらかじめ、関係都道府県知事(港湾管理者の長を含む)の意見を聞かなければならぬ。この場合においては、その意見を尊重しなければならない。

5 内閣総理大臣は、前四項の規定により臨海開発区域を指定したときは、これを公示しなければならない。

(基本計画の樹立等)

第五条 前条の規定により臨海開発

区域の指定があつた場合においては、内閣総理大臣は、関係各大臣と協議して、臨海開発基本計画(以下「基本計画」という)を立案しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の基本計画については、臨海地域開発促進法の審議を経て、これを決定し、閣議の決定を求めなければならない。

3 前条第三項の規定は、前二項の規定による基本計画の立案及び決定について準用し、前条第四項の規定は、前項の規定により基本計画を臨海地域開発促進法の審議に付する場合について準用する。

4 内閣総理大臣は、第二項の規定による閣議の決定があつたときは、基本計画について、関係行政機関の長にこれを通知するとともに、これを公表しなければならない。

5 前項の規定により公表された事項に關し利害関係を有する者は、公表の日から三十日以内に、政令で定めるところにより、関係行政機関の長を通じて、内閣総理大臣に意見を申し出ることができる。

6 前項の規定による申出があつたときは、内閣総理大臣は、その申出を考慮して必要な措置を講じなければならない。

(基本計画の内容)

第六条 基本計画には、第一条の目的を達成するため、臨海開発区域における次に掲げるものに関する総合的な計画の基本となるべき事項について定めるものとする。ただし、政令で定めるところによ

り、臨海開発区域における関連諸施設と密接不可分の関係にある諸施設の整備については、当該区域外にわたり定めることができる。

一 土地の利用及びこれに伴う水面の利用に関する事項

二 用水の確保及び利用に関する事項

三 土地の造成に関する事項

四 関連諸施設の整備に関する事項

五 事業の実施に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、臨海開発区域における開発に関する事項で政令で定めるもの

2 前項第四号に定める関連諸施設は、おおむね次に掲げる施設とする。

一 工場、下水道等から排出される汚水等の処理施設

二 海岸保全施設、港湾施設、漁港施設及び交通施設

三 排水施設並びに電気及びガスの供給施設

四 その他関連のある諸施設

(基本計画に関する調整)

第七条 国の関係各行政機関の長は、政令で定めるところにより、河川法(明治二十九年法律第七十一号)、公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)、港灣法(昭和二十五年法律第二百十八号)、漁港法(昭和二十五年法律第三十七号)、水産資源保護法(昭和二十六年法律第三十三号)、海岸法(昭和三十一年法律第一号)その他の法令の規定による処分又は事業が基本計

画に重大な影響を及ぼし、又はその円滑な実施に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、内閣総理大臣に対し、その旨を申し出て、調整を行ふべきことを求めることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により調整を行ふべきことを求められたときは、臨海地域開発審議会の審議を経て、必要な調整を行ふものとする。

(公有水面埋立法等の特例)

第八条 都道府県知事又は港湾管理者の長は、臨海開発区域における公有水面埋立法の規定による埋立の免許をしようとするときは、同法及びこれに基づく命令の規定にかかわらず、建設大臣(港湾内のものにあつては運輸大臣)の認可を受けなければならない。

2 建設大臣又は運輸大臣は、前項の規定による認可については、あらかじめ、内閣総理大臣と協議しなければならない。臨海開発区域における漁港法第三十九条第四項の規定による農林大臣の埋立の認可についても、また同様とする。

(関係機関等の協力)

第九条 関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係事業者は、基本計画の円滑な実施が促進されるように協力しなければならない。

(基本計画の実施に要する経費)

第十条 政府は、基本計画を実施するため必要な資金の確保を図り、かつ、国の財政の許す範囲内において、その実施を促進することに努めなければならない。

(損失補償等)

第十一条 基本計画に基づく事業の実施により損失を受ける者がある場合においては、当該事業を行ふ者は、その者に對し、公正な補償をするものとする。

2 基本計画に基づく事業の実施により生活の基礎を失う者がある場合においては、その者に對し、政令で定めるところにより、その受ける補償と相まつて行ふことを必要と認める生活再建又は環境整備のための措置を講ずるものとする。

3 基本計画に基づく事業の実施により造成された土地に設置された工場その他の事業場から工場排水等を排出する者は、汚水等の処理を適切にすることにより、公共用水域の水質を保全することに努めなければならない。

(臨海地域開発審議会の設置)

第十二条 総理府に、臨海地域開発審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会の所掌事務)

第十三条 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

一 臨海開発区域の指定に関する事項

二 基本計画の策定及び実施の推進に関する事項

三 基本計画に伴うべき資金に関する事項

四 第七条第二項の規定による調整に関する事項

五 基本計画に基づく事業の実施により生ずる損失の補償の基準及び当該事業の実施に伴ふ必要とする関係住民の生活の安定を図

るための諸施策の基本に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するために必要な重要事項

2 審議会は、前項各号に掲げる事項に關し、必要があると認める場合においては、内閣総理大臣又は関係各大臣に對し意見を申し出ることができる。

(審議会の組織)

第十四条 審議会は、会長及び委員三十四人以上をもつて組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもつて充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一 大蔵大臣

二 厚生大臣

三 農林大臣

四 通商産業大臣

五 運輸大臣

六 労働大臣

七 建設大臣

八 自治庁長官

九 経済企画庁長官

十 内閣総理大臣が指定する国の行政機関の長

十一 衆議院議員のうちから衆議院が指名する者

十二 参議院議員のうちから参議院が指名する者

十三 都道府県知事及び学識経験のある者のうちから内閣総理大臣が任命する者

十五人以上以内

前項第十三号の委員(都道府県知事である委員を除く。)の任期は、三年とする。ただし、補欠の

委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 第三項第十三号の委員(都道府県知事である委員を除く。)は、再任されることができる。

6 会長は、会務を総理する。会長に事故がある場合においては、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

7 会長及び委員は、非常勤とする。

(専門委員)

第十五条 専門の事項を調査させるために、審議会に、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 専門委員は、非常勤とする。

(資料の提出等の要求)

第十六条 審議会は、関係行政機関の長に對し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(審議会の運営等)

第十七条 この法律に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

(国土総合開発計画等との調整)

第十八条 国土総合開発計画と基本計画との調整は、内閣総理大臣が行ふ。

国土総合開発審議会の意見を聞いて行ふものとする。

2 首都圏整備計画その他法律の規定に基づく特定の地域に關する開発計画と基本計画との調整は、内閣総理大臣が、それぞれ、首都圏整備委員会その他関係審議会等の意見を聞いて行ふものとする。

(政令への委任)

第十九条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施に關して必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 当分の間、第四条第四項(第五条第三項)において準用する場合を含む。)の規定により内閣総理大臣が意見を聞く場合においては、その指定する行政機関の長たる大臣を通じて行ふものとする。

(総理府設置法の一部改正)

3 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中国土総合開発審議会の項に次のように加える。

次のように改正する。

第四条第十五号の四の次に次の一号を加える。

臨海地域開発促進法(昭和三十五年法律第一号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行ふこと。

臨海地域開発審議会

号)の

(経済企画庁設置法の一部改正)

4 経済企画庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)の一部を

十五の五 臨海地域の開発の促進

進に関する基本的な政策及び計画を企画立案すること（北海道に係るものを除く。）

第四条第二十号のルの次に次のように加える。

ヲ 臨海地域開発促進法（昭和三十三年法律第

号）同法に規定する内閣総理大臣の権限で北海道に係るものを除く。）

第九条に次の一号を加える。

十 臨海地域の開発の促進に関すること（北海道に係るものを除く。）

（北海道開発法の一部改正）

5 北海道開発法（昭和二十五年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第二号のロの次に次のように加える。

ハ 臨海地域開発促進法（昭和三十三年法律第

号）同法に規定する内閣総理大臣の権限で北海道に係るものに限る。）

五月十三日本委員会に左の案件を付託された。

一、筑後川上流松原、下笠地区のダム建設促進に関する請願（第二七四五号）

一、道路整備促進に関する請願（第二八八一号）

第二七四五号 昭和三十三年四月二十八日受理

筑後川上流松原、下笠地区のダム建設促進に関する請願

請願者 福岡県久留米市京町七丁目筑後川期成同盟会

福岡県側会内 杉本勝次外一名

紹介議員 米田 正文君

筑後川改修工事の一環である同川上流の松原、下笠地先のこう水調節ダム築造工事は、昭和三十三年に完成予定となつてゐるが、熊本県側一部の強硬な反対のため、昭和三十三年以来現在に至るまで、調査すら着手できない状態である。少数の者の反対で完成がはなれ、昭和二十八年六月のような出水があつた場合には、中下流沿岸八十七万余人の生命財産の保障が得られない状況であるから、これ以上むなしく時日を遷延することなく、松原、下笠ダム建設を促進せられたいとの請願。

第二八八一号 昭和三十三年五月四日受理

道路整備促進に関する請願

請願者 静岡県清水市桜橋町七

九 山崎彦策

紹介議員 鈴木 万平君

産業経済の伸長に伴ない、自動車交通が急速に増大し、これが対策として、昭和三十三年を初年度とする第二次道路整備五箇年計画が策定されたが、自動車交通はいつそう激しさを加えており、この計画の予算が一兆円では余りにも過少で、とうていこれに対応することが困難であるから、（一）道路に対する一般財源投入を増額すること、（二）道路投資規模を拡大するため、昭和三十六年度を初年度とする新規五箇年計画を策定すること等の措置を講ぜられたいとの請願。

五月十四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、東海道幹線自動車国道建設法案

東海道幹線自動車国道建設法案

（目的）

第一条 この法律は、わが国の経済の枢要地帯を形成する東海道地域における産業の飛躍的な発展に伴う交通情勢に対処するため、当該地域内の重要な都市を連絡する自動車の高速度交通の用に供する幹線自動車国道の緊急な整備を図り、もつて経済基盤の強化に寄与することを目的とする。

（予定路線）

第二条 前条に規定する幹線自動車国道（以下「東海道幹線自動車国道」という。）の予定路線は、起点を東京都、終点を名古屋市附近とし、主たる経過地を横浜市附近、静岡市附近、浜松市附近及び豊橋市附近とする。

（路線の指定）

第三条 東海道幹線自動車国道の路線は、前条に規定する予定路線を基準として政令で指定する。

2 前項の規定による政令においては、路線名、起点、終点、重要な経過地その他路線について必要な事項を明らかにしなければならない。

（政令案の作成）

第四条 運輸大臣及び建設大臣は、この法律の施行後、すみやかに、前条の規定による政令案を作成して閣議の決定を求めなければならない。

（整備計画）

第五条 運輸大臣及び建設大臣は、東海道幹線自動車国道の路線が指定された場合においては、政令で定めるところにより、すみやかに、東海道幹線自動車国道の新設に関する整備計画を定めなければならない。

2 運輸大臣及び建設大臣は、東海道幹線自動車国道の改築をしようとする場合においては、政令で定めるところにより、東海道幹線自動車国道の改築に関する整備計画を定めなければならない。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 高速自動車国道法（昭和三十三年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「国土開発縦貫自動車道」の下に「及び東海道幹線自動車国道建設法（昭和三十三年法律第 号）第二条に規定する東海道幹線自動車国道」を加える。

第四条第一項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 東海道幹線自動車国道建設法第三条の規定により政令でその路線を指定したもの

第四条第二項中「前項」を「前項第一号又は第三号」に、同条第三項中「第一項」を「第一項第一号又は第三号」に改める。

第五条第一項及び第三項中「運輸大臣及び建設大臣は、」の下に

「前条第一項第一号又は第三号の規定に係る」を加える。

第七条第一項中「整備計画が決定された場合」の下に「又は東海道幹線自動車国道建設法第五条第一項の規定により整備計画が決定された場合」を加える。

第十一条第二項中「整備計画」の下に「又は東海道幹線自動車国道建設法第五条の規定により定められた整備計画」を加える。

第二十三条第一項中「この法律」の下に「又は東海道幹線自動車国道建設法」を加える。

3 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第二条の二中「整備計画」の下に「又は東海道幹線自動車国道建設法（昭和三十三年法律第 号）第五条に規定する整備計画」を加える。

昭和三十五年五月二十三日印刷

昭和三十五年五月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局